

2021年9月21日

仙南信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の新設と預金規定改定のお知らせ

仙南信用金庫では、長期間ご利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、「未利用口座管理手数料」を新設し、2021年12月1日以降に新規で開設いただく普通預金口座等を対象に適用させていただきます。また、これに合わせて預金規定を改定させていただきます。

なお、本手数料は、ご利用のない口座について未利用の状態となった口座の管理に要するコストを負担いただくものであり、常日頃から入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座が対象となることはありません。

今後もお客さまに満足していただける金融サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 未利用口座管理手数料の新設

対象預金の種類	2021年12月1日以降に開設されたすべての普通預金口座（定期性総合口座を含みます。）および貯蓄預金口座
未利用となる口座	最後のお預入れまたは払戻し（当該口座のお利息の入金、本件手数料の引落しを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い口座 ※紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座も対象となります。
対象外となる口座	次の場合は対象とはなりません ・ 預金残高が10,000円以上の当該預金口座 ・ 同一支店で借入がある場合（カードローン契約を含みます。） ・ 同一支店で預かり資産（定期性預金、投資信託、国債等）がある場合
未利用口座管理手数料	年間1,320円（消費税込）
未利用口座に対する取り扱い	①お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にお知らせを郵送させていただきます。なお、お知らせが延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ②郵送後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引またはご解約がない場合に、上記の手数料金額を対象口座から引き落としいたします。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料の引き落としいたします。
口座の自動解約	①残高不足により対象口座から本手数料の引き落としができなかった場合、口座残高全額を本手数料の一部として引き落としし、当該口座を解約させていただきます。 ②引き落としした本手数料の返却および解約となった口座の再利用にはお応えいたしかねますので予めご了承ください。

※ご不明な点は、お取引店までお問合せください。

## 2. 預金規定の改定

未利用口座管理手数料の新設に伴い、以下の条文を追加し規程を改定させていただきます。

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（個人・法人用）	追加内容（抜粋）
	<p>(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 2021年12月1日以降に開設された普通預金口座（無利息型普通預金を含みます。）は、当金庫が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料を除いた預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2) この預金が未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。その際、当金庫は、払戻請求書等によらず未利用口座管理手数料を引き落とします。</p> <p>(3) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4) ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。</p>

## 3. 改定となる預金規定

- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（個人・法人用）
- ・定期性総合口座取引規定
- ・貯蓄預金規定

## 4. 改定日

2021年12月1日（水）

以上